



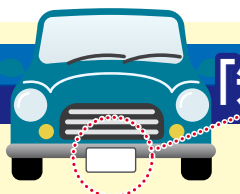
北方四島在住 ロシア人ファミリー受け入れ

6月16日から18日の3日間に北方四島在住ロシア人訪問団14名が本町を訪れ、町内の視察やホームビジット、意見交換会等で町民と交流し、互いの生活について理解を深め合いました。



受入家庭や交流に参加していただいた皆さん、ありがとうございました。
なお、ホームビジットの受け入れ等に興味のある方は気軽にお問い合わせください。

問合せ／企画振興担当（内線2214）



「知床」ご当地ナンバーの導入地域決定について

世界自然遺産である「知床」の名称を使用した、ご当地ナンバープレート「知床ナンバー」の導入地域決定が5月22日に発表されました。

オホーツク管内の斜里町、清里町、小清水町の3町、根室管内は羅臼町、標津町、中標津町、別海町の4町で、しっかりとタッグを組みながら協議を行ってきた結果が、この導入に結びついたものだと考えており、本町としては、この地域の観光と地域経済の活性化を目的とし、地域全体で連携した取り組みを、今後も引き続き、積極的に推進していきたいと考えています。

なお、「知床ナンバー」の交付は平成32年度から開始される予定となっています。

問合せ／企画振興担当（内線2213）

「知床」図柄入りの ナンバープレートの デザイン募集について

知床周辺地域の地域振興や観光振興などを目的とした「知床」を一目でイメージできるナンバープレートのデザイン案を募集します。

応募いただいたデザイン案の中から「知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会※1」による審査や、住民の意見募集等によりデザインを決定します。

■応募期間 7月2日(月)から8月12日(日)午後5時30分まで（必着）

■応募作品 1人3点まで応募できます。

■応募方法 デザイン案は手書きかデジタルデータにより作成し、応募用紙とともに提出してください。

応募用紙は、知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会加入自治体（斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町）のホームページからダウンロードできるほか、各町の窓口等にて配布しています。

■提出先 086-1823 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会事務局
(羅臼町役場企画振興課内)

Eメール kikaku.r@rausu-town.jp

※詳しくは、各町ホームページをご確認ください。

※1「知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会」とは
知床図柄入りナンバーの導入に向け知床周辺7町（斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町）において構成された組織です。

陸上自衛隊別海駐屯地では 地域への奉仕活動を実施しています



陸上自衛隊別海駐屯地では地域貢献活動を実施しており、その一環として、5月13日に行われた西春別地区並木保存会による桜並木の春季整備活動に参加をされています。

この桜並木は国道243号の西春別、西春別駅前間の道路沿い

に約3.8km整備されており、地域の環境整備、観光資源造成、地域住民友情の懸け橋とすることを目的として、昭和50年から植樹が開始されたものです。

今回の整備活動は会員23名と、駐屯地の自衛隊員12名の計35名で実施しました。

問合せ／

まちづくり推進担当（内線2211）

西春別地区並木保存会 事務局

役場西春別支所（TEL77-2131）



協同転地演習 について



矢臼別演習場で、陸上自衛隊中部方面隊による訓練が実施されています。

■目的

国内における各種事態に有効に対応するため、各種輸送力を使用した長距離機動訓練を実施するとともに、旅団規模の演習を実施して、方面隊の即応性の向上を図る。

■演習期間 7月31日まで

■訓練部隊 陸上自衛隊 第13旅団

●人員 約2,400人

●車両等 約900両

問合せ／まちづくり推進担当
（内線2211）

建物の新築・解体していませんか？



固定資産税は、毎年「1月1日」現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対してかかる税金です。年の途中で住宅、店舗、倉庫などの建物を新築、増築をした場合、または大雪でつぶれた建物などを解体した場合は、下記担当まで連絡をお願いします。

なお、居住や使用していない家屋も、解体しなければ固定資産税が課税されますのでご注意ください。

固定資産税が課税される建物の参考例

①柱が直に埋め込まれている倉庫、車庫、畜舎

②地杭（束石）の倉庫、車庫

③ガスや水道等の備わったコンテナハウス

※①～③までの建物で中古材を使用または手作りで建築された建物も固定資産税が課税されます。

固定資産税に係る現地調査について

地方税法に基づき、税務課職員が家屋の新築、増築または解体状況を確認するため、毎年町内を巡回して現地確認をしています。職員が伺った際には、ご協力をお願いします。

問合せ／課税担当（内線1114）

町税の徴収の強化について

町税の納付は法令等にとり、納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「滞納したまま納税相談がない」「誓約を守らない」滞納者の方には、納期内納税している方との公平性を確保するため、預貯金、給与、生命保険などの財産調査および差し押さえを随時執行しています。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

本年度の債権調査と 差押件数

■債権の調査 464件

■債権の差押 9件

（平成30年5月末現在）

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）